

綾瀬市公共下水道使用料過誤納金補填金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市公共下水道使用料（以下「使用料」という。）の過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定による金銭債権の消滅時効の規定により還付不能となる使用料相当額（以下「還付不能額」という。）について、公共下水道使用料過誤納金補填金（以下「補填金」という。）を支払うことにより、納付者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(補填金支払対象者)

第2条 市長は、還付不能額が生じたときは、納付者に補填金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは現在の相続人代表者に補填金を支払うものとする。

3 市長は、使用料の過誤納金が納付者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、補填金を支払うことが公益上不適切であると認めるときは、補填金を支払わないものとする。

(補填金の額等)

第3条 補填金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 遅延損害金相当額

2 前項第1号の還付不能額は、神奈川県企業庁の水道データを基に算定するものとする。この場合において、還付不能額の算定は、原則として水道データの保存の範囲内とする。ただし、納付者が提出する領収書等の資料により、当該範囲を超えて還付不能額が確認できるものは算定の対象とする。

3 第1項第2号の遅延損害金相当額の額を計算する場合において、同項第1号の各期の還付不能額に千円未満の端数があるとき、又はその額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項第2号の遅延損害金相当額は、還付不能額の納付のあった日の翌日から補填金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、前項の規定により算出した額に民法（昭和29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額とする。

5 前項の規定により算出した金額の合計額に百円未満の端数があるとき、又はその額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 前5項の規定にかかわらず、納付者が支払うべき使用料が別にあるときは、決定のときから遡って5年分に限り、第1項の額と相殺できるものとする。

(補填金の通知)

第4条 市長は、補填金を支払うときは、その支払いを受ける者にその額等を通知するものとする。

(補填金の支払い)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに補填金を支払うものとする。

(支出科目)

第6条 支出科目は、「償還利子及び割引料」とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。